

従業員さんと共に第一線で働いていらっしゃる

中小企業の経営者の皆さまへ

事業協同組合さんがしっかり
フォローで助かるわ〜っ!



社長の仕事中のケガも
これで安心やで!

特別加入できるなら
すぐにやってや...!!

そんな保険があるなんて..
知らなんだなあ!

おすすめします!

労災保険の 特別加入制度

■労災保険の特別加入制度とは?

中小企業の経営者、家族従事者など、社員と一緒に第一線で働いていらっしゃる方を対象に、労災保険への加入を特別に認める制度です。

■労災保険に特別加入するには?

- ①労働保険事務組合に労働保険の事務委託をすること。
- ②従業員が労働保険に加入していること。

●主な労災保険給付

- 療養(補償)給付……必要な療養費の支給
- 休業(補償)給付……休業した4日目から休業1日につき給付基礎日額の60%相当額+20%(特別支給金)相当額を支給
- 障害(補償)給付……身体に障害が残った場合、障害の程度に応じて一時金又は年金の支給
- 介護(補償)給付……障害(補償)年金又は傷病(補償)年金の受給者で常時又は随時介護を要する状態で現に介護を受けている方に支給
- 遺族(補償)給付……万一死亡された場合、遺族に一時金又は年金の支給
- 葬 祭 料……葬祭を行われた方に葬祭料の支給

キ リ ト リ セ ン

●委託をご検討されている方は、下記所定欄にご記入の上、事業協同組合まで FAX してください。

貴社名			
所在地	〒		
ご連絡先	TEL:	FAX:	
ご担当者名	同友会支部名		支部
従業員数	●正社員 名	●パート 名	●その他(名)
労働保険加入状況	<input type="checkbox"/> 雇用保険・労災保険とも加入 <input type="checkbox"/> 労災保険のみ加入 <input type="checkbox"/> 未加入		
現在、他の事務組合に委託している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
特別加入の予定	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
FAX 送付先/関西同友会事業協同組合 FAX:06-6942-7846			